第2節 法令に基づく規制の状況

1 騒音に係る環境基準と環境基準達成状況

(1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、表 2.2.1 のとおりで、道路に面する地域以外の地域における騒音 (一般環境騒音)及び道路に面する地域の騒音(自動車騒音)について、地域の類型に応じ、 地域や時間の区分等によって区分された騒音のレベルがデシベルで規定されています。

表 2.2.1 騒音に係る環境基準

表 2.2.1	騒音に係る環境基準		(単位	፲:デシベル)
地域の 類型	地域の区分	時間の区分	昼間	夜間
AA	療養施設、社会福祉施設等が 地域(道路に面する地域以外の	50 以下	40 以下	
	専ら住居の用に供される地域	55 以下	45 以下	
A	守り圧占の用に供られる地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
В	主として住居の用に供される	道路に面する地域以外の地域	55 以下	45 以下
ь	地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	相当数の住居と併せて商業、	道路に面する地域以外の地域	60 以下	50 以下
С	工業等の用に供される地域	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接	道路に面する地域	70 以下	65 以下
1.917.3	する空間		(45以下)	(40以下)

注1()内の値は、室内へ透過する騒音に係る基準である。

2 時間の区分は、次のとおりである。

昼間:午前6時から午後10時まで

夜間:午後10時から翌日の午前6時まで

また、県では、国の通知に基づき、騒音に係る環境基準の地域指定については、表 2.2.2 の とおり、航空機の騒音に係る環境基準の地域指定については、表 2.2.3 のとおり指定していま す。

表 2.2.2 騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定

地域の類型	あてはめる地域 (都市計画法による用途地域)	地域指定されている市町名
A 類型	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、 滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、
B類型	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	大沢野町、大山町、上市町、立山町、 入善町、朝日町、八尾町、婦中町、小杉町、
C類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	大門町、大島町、城端町、庄川町、井波町、 福野町、福光町及び福岡町の区域

表 2.2.3 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定

地域の類型	環境基準値(単位:WECPNL [†])	地域指定されている市町名
類型	75 以下	富山市及び婦中町の空港周辺地域

(2) 騒音の環境基準達成状況

騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、騒音規制法に基づき 15 年度に県と 関係市町が調査を実施しました。

その結果、一般環境騒音の環境基準達成率は、**表 2.2.4** のとおり 89 % で、自動車騒音の環境 基準の達成率は、**表 2.2.5** のとおり 59 % でした。

また、県が実施した航空機の騒音に係る環境基準の達成状況は、表 2.2.6 のとおりで、すべての調査地点で環境基準を達成していました。

表 2.2.4 一般環境騒音の環境基準達成率 (15年度)

区分	測定地点数	全 部 達 成	一部達成	未 達 成
道路に面する地域以外の区域	70	62 (89)	6(9)	2(3)

注 ()内の数値は、環境基準達成率で、単位はパーセントである。

表 2.2.5 自動車騒音の環境基準達成率 (15年度)

[Z	7		\triangle		川定地点数		環境基準	達 成 率	
X			分		別处地 从数	0~50%未満	50~80%未満	80~100%未満	100 %
道路に	道路に面する地域		12	1(8)	3 (25)	1(8)	7 (59)		
内訳		=	玉	道	8	1 (12)	3 (38)	1 (12)	3 (38)
	内:	扒	県	道	4	0	0	0	4 (100)

注1()内の数値は、環境基準達成率で、単位はパーセントである。

(単位:WECPNL)

表 2.2.6 航空機騒音の年度別推移

調査地点名	11 年度	12 年度	13 年度	14年度	15 年度
富山市萩原	70	69	69	71	72
富山市塚原	68	68	68	70	70
富山市新保	65	61	62	67	67
婦中町萩島	71	70	71	73	70
環境基準		,	75 以下 (類型)		

² 環境基準達成率は、当該地域内のすべての住居等のうち環境基準に適合している戸数の割合を把握して面的 評価したものである。

2 騒音規制の概要

騒音規制法は、工場・事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲に わたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等に より、生活環境を保全することを目的としています。

また、富山県公害防止条例(以下「条例」という。)でも工場・事業場からの騒音について規制 しています。

(1) 騒音規制法に基づく規制の概要

ア 工場・事業場に対する規制

(ア) 特定施設

騒音規制法では、機械プレスや送風機等の著しい騒音を発生する施設を政令で**表 2.2.7** のとおり特定施設として定めています。また、指定地域内に特定施設を設置する工場または事業場(以下「特定工場等」という。)は、特定施設の設置届出や規制基準を遵守する義務があります。

表 2.2.7 騒音規制法に基づく特定施設

特 定 施 設	規模・能力
1 金属加工機械	
イ圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5 キロワット以上のものに限る。
口製管機械	-
ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 キロワット以上のものに限る。
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホー機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。
へせん断機	原動機の定格出力が3.75 キロワット以上のものに限る。
ト鍛造機	-
チ ワイヤーフォーミングマシン	-
リ ブラスト	タンプラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
ヌ タンプラー	-
ル・切断機	といしを用いるものに限る。
2 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5 キロワット以上のものに限る。
3 土石用または鉱物用の破砕機、ふる い及び分級機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
4 編織	原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	,
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 立方メートル以上のものに限る。
ロ アスファルトプラント	混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。
6穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 キロワット以上のものに限る。
7 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	-
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。
八一种木機	-
二帯のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものに
	あっては原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。
┃ ホ 丸のこ盤	製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものに
が 7607と監	あっては原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。
へ かんな盤	原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。
8 抄紙機	-
9 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10 合成樹脂用射出成形機	-
11 鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。

(イ) 指定地域及び規制基準

工場・事業場に係る騒音の指定地域及び規制基準については、知事(富山市にあっては、 富山市長。以下「知事等」という。)が規制する地域を指定するとともに、環境大臣が 定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制 対象となる特定施設に関し、必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

県では、**表 2.2.8** 及び**表 2.2.9** のとおり、富山市、高岡市等 9 市 17 町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を指定し、区域の区分と時間の区分に分けて規制基準を定めています。

なお、騒音の規制基準は、特定工場等の敷地境界における騒音の大きさの許容限度を いいます。

表 2.2.8 騒音規制法に基づく区域の区分

地域区域の区分	対 象 地 域	あてはめる地域 (都計画法による用途地券)	地域指定されている市町名
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に 静穏の保持を必要とする区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の 保持を必要とする区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域,第2種住居地域, 準住居地域	富山市、高岡市、新湊市、 魚津市、氷見市、滑川市、 黒部市、砺波市、小矢部 市、大沢野町、大山町、
第3種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に 供されている区域であって、その区域内 の住民の生活環境を保全するため、騒音 の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、別図に区画した区域 (別図略)	上市町、立山町、入善町、 朝日町、八尾町、婦中町、 小杉町、大門町、大島町、 城端町、庄川町、井波町、
第4種区域	主として工業等の用に供されている 区域であって、その区域内の住民の生活 環境を悪化させないため、著しい騒音の 発生を防止する必要がある区域	工業地域、工業専用地域(当該 工業専用地域の境界線から当該 工業専用地域内へ50メートルの 範囲内)	福野町、福光町及び福岡 町の区域

表 2.2.9 特定工場等に係る騒音の規制基準

	左記の区	分に対応する規制基準 (単位:デ	シベル)
区域の区分	昼間(午前8時から午後7時	朝夕(午前6時から午後8時まで	夜間(午後 10 時から翌日午前
	まで)	及び午後7時から午後10時まで)	6時まで)
第1種区域	45	40	40
第2種区域	55	45	40
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	63

- 備考(1) 第 1 種区域又は第 2 種区域に接する第 4 種区域の当該接する境界線から当該第 4 種区域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表の第 4 種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては 65 デシベル、朝夕にあっては 60 デシベル、夜間にあっては 55 デシベルとする。
 - (2) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に 規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律 第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人 ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれ ぞれの基準(第2種区域の夜間の基準を除く。)から5デシベルを減じた値とする。

イ 建設作業に対する規制

(ア) 特定建設作業

騒音規制法では、くい打機等を使用する建設作業のうち、著しい騒音を発生する作業を 政令で**表 2.2.10** のとおり特定建設作業として定めています。また、指定地域内において特 定建設作業を行おうとする者は、特定建設作業の実施届出や規制基準を遵守する義務があ ります。

表 2.2.10 騒音規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業	作業内容等
1 くい打機、くい抜機又はくい打くい 抜機を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。 くい打機は、もんけんを除く。 くい打くい抜機は、圧入式くい打くい抜機を除く。
2 びょう打機を使用する作業	-
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット 以上のものに限る。(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5 コンクリートプラント又はアスファ ルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラントにあっては、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上の もの、アスファルトプラントにあっては、混練機の混練容量が 200 キログラム以上のも のに限る。 ただし、モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6 バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。
7 トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。
8 ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの を除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。

(イ) 指定地域及び規制基準

建設作業に係る騒音については、工場・事業場に係る騒音と同様に、知事等が規制する 地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分 ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定建設作業に関し、必要に応じて 改善勧告等を行うことができます。

県では、富山市、高岡市等9市17町のうち都市計画法に基づく用途地域の定められている地域(工業専用地域を除く。)を指定し、**表2.2.11**のとおり区域の区分と時間の区分に分けて規制基準を定めています。

表 2.2.11 特定建設作業に係る騒音の規制基準

竪辛の士きさ	作業のできない時間		1日における	1日における作業時間		日曜日、休日における	
騒音の大きさ	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	おける作業 期 間		業
特定建設作業の敷地 境界線で、85 デシベ ルを超えないこと	午後7時から 翌日午前7時	午後10時から 翌日午前6時	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連 続 し て 6日を超えな いこと	禁止	

備考 区域の区分は、次の地域区分による。

第1号区域: 表 2.29 の第1種区域 第2種区域及び第3種区域の全域並びに第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

第2号区域:表2.2.9の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域

注 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を 欄に定める時間未満 4 時間 以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

ウ 自動車騒音の規制

(ア) 許容限度

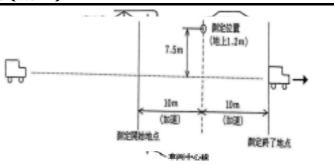
環境大臣は、自動車騒音の防止を図るため、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の許容限度を**表 2.2.12** のとおり定めています。

表 2.2.12 自動車騒音の大きさの許容限度

				自動車騒音	音の大きさの	D許容限度
区分		自動	車の種別	定常走行 騒 音	近接排気 騒 音	加速走行 騒 音
道路運送	大型車	車両総重量が3.5 トンを 超え、原動機の最高出力	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達 装置を備えたもの、セミトレーラをけん引するけ ん引自動車及びクレーン作業用自動車	83	99	82
車両法第 59条第1 項の新規	八主年	が 150 キロワットを超 えるもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を 備えたもの、セミトレーラをけん引するけん引自動車及 びクレーン作業用自動車以外のもの	82	99	81
検査、法第71条第1	中型車	車両総重量が3.5 トンを 超え、原動機の最高出力	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達 装置を備えたもの	80	98	81
項の予備検査又は	中至中	が 150 キロワット以下 のもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達 装置を備えたもの以外のもの	79	98	80
規則第62	小型車	車両総重量が3.5トン以	下のもの	74	97	76
条の3第5	乗用車	専ら乗用に供する乗用	車両の後部に原動機を有するもの	72	100	76
項の検査 を受けよ		定員 10 人以下のもの	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	72	96	76
うとする	二輪	二輪の小型自動車		72	94	73
もの	自動車	二輪の軽自動車		71	94	73
	原動機付 第一種原動機付自転車			65	84	71
	自転車	第二種原動機付自転車		68	90	71
	大型車	車両総重量が3.5 トンを起	習え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	85	99	
	中型車	車両総重量が3.5トンを起	習え、原動機の最高出力が 150 キロワット以下のもの	85	98	
	小型車	車両総重量が3.5 トン以	Fのもの	85	97	
現に運行	#m=	専ら乗用に供する乗用	車両の後部に原動機を有するもの	85	100	
されてい るもの	乗用車	定員 10 人以下のもの	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	85	96	-
	二 輪自動車	二輪の小型自動車及び軽	自動車	85	94	
	原動機付	第一種原動機付自転車		85	84	
	自転車	第二種原動機付自転車		85	90	

表 2.2.12 自動車騒音の大きさの許容限度(続き)

備考(1) 定常走行騒音とは、原動機の最高出力時の回転数の 60 %の回転数で走行した場合の速度で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ7.5 メートル離れた位置で地上 1.2 メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあっては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。



- (2) 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の75%(二輪自動車並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が5,000 rpm を超えるものにあっては、50%)の 回転数で無負荷運転されている状態からスロットルを急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方45度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から0.5メートル離れた位置で排気管の開口部中心の高さにおいて測定した騒音をいう。
- (3) 加速走行騒音とは、原動機の最高出力時の回転数の75%の回転数で走行した場合の速度で進行して、20メートルの区間をスロットル全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ7.5メートル離れた位置で地上1.2メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあっては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

(イ) 自動車騒音の要請限度

知事等が定める指定地域内において自動車騒音を測定した結果が**表 2.2.13** に定める限度(要請限度[†])を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合に、市町村長は都道府県公安委員会に道路交通規制等の措置をとるよう要請することができます。

また、この要請のほか、必要があると認めるときは、道路管理者または関係行政機関の 長に、当該道路の部分の構造改善、その他自動車騒音の大きさの減少について意見を 述べることができます。

表 2.2.13 指定地域内における自動車騒音の限度(公安委員会への要請限度)(単位:デシベル)

区域の区分		時間の区分		あてはめる地域		
		昼間	夜間	(都市計画法による用途地域等)		
	1 車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居		
a	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 (75)	65 (70)	専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域		
b	1 車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居		
В	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域			地域		
С	車線を有する道路に面する区域	75 (75)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域、工業専用地域(当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ 50 メートルの範囲内の区域に限る。) 別図 に区画した区域(別図略)		

注 1 時間の区分は次のとおりである。

昼間:午前6時から午後10時までの間

夜間:午後10時から翌日の午前6時までの間

2 ()内の数値は、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度を示す。

エ 特定施設及び特定建設作業の届出状況

(ア) 特定施設の設置届出状況

15 年度末の騒音規制法に基づく市町への特定施設の設置届出状況は、**表 2.2.14** のとおり 1,558 工場・事業場、18,768 施設となっています。

施設別では、空気圧縮機・送風機が 6,888 施設 (37 %) と最も多く、次いで織機が 5,478 施設 (29 %)、金属加工機械が 2,890 施設 (15 %) の順です。

また、市町村別では、富山市が 4,059 施設 (22 %) と最も多く、次いで黒部市が 3,887 施設 (21 %)、高岡市が 3,603 施設 (19 %)であり、3 市で全特定施設の 62 %に あたる 11,549 施設が設置されています。

表 2.2.14 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(16年3月31日現在)

特定施設	金属加	空 気 圧	土石用破	織	建設用資材	穀 物 用	木 材 加	抄	印刷	合成樹脂財	鋳型	計
工場・	工 機 械	縮 機 等	碎 機等	機	7製造機械	製 粉 機	工 機 械	機	機械	出成形機	型機	п
498	731	1,927	140	444	21	2	225	4	409	152	4	4,059
444	660	1,627	68	645	5	0	268	9	125	80	116	3,603
80	353	788	48	0	3	1	196	0	17	6	0	1,412
45	23	166	20	0	0	0	25	0	18	20	0	272
29	96	76	5	20	4	0	4	0	5	0	5	215
31	135	194	18	0	1	0	9	0	28	20	0	405
29	623	746	48	1,832	0	0	14	0	33	0	591	3,887
43	12	58	20	215	7	0	17	0	12	62	0	403
46	25	20	4	32	3	24	23	2	24	37	0	194
36	65	229	23	0	0	0	6	0	3	11	0	337
1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
17	1	88	0	1,435	1	1	5	0	3	13	0	1,547
19	18	51	2	0	0	0	4	4	3	0	0	82
17	6	81	7	114	0	0	0	7	0	0	4	219
10	4	32	0	0	0	0	36	0	3	2	0	77
22	5	26	3	0	0	0	0	0	11	7	0	52
14	5	263	3	0	1	0	0	0	17	7	0	296
32	40	37	1	21	1	0	14	0	2	2	0	118
10	3	115	0	265	2	0	3	0	4	0	0	392
16	22	51	23	0	11	0	8	0	0	0	0	115
9	0	5	0	321	0	1	3	0	0	0	0	330
18	0	106	0	0	0	0	28	0	0	28	0	162
24	1	51	2	50	0	0	46	0	7	1	0	158
24	11	73	0	48	0	0	26	0	5	11	0	174
24	0	58	0	36	0	0	43	0	10	21	0	168
20	51	19	5	0	2	0	8	0	5	0	0	90
1,558	2,890	6,888	440	5,478	62	29	1,011	26	744	480	720	18,768
	工場・ 事業場数 498 444 80 45 29 31 29 43 46 36 1 17 19 17 10 22 14 32 10 16 9 18 24 24 24 24	特定施設 属加工 機機械	特定施設 属 気 加 压 工 縮 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機	特定施設 展 気 石 用 破 操 機 機 機 機 機 機 機 機 機	特定施設 展 気 石 用 被 機 機 機 機 機 機 機 機 機	特定施設 属 気 石 用 報	特定施設 属 気 石 開 製 物 用 製 物 無 製 粉 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機	特定施設 属 気 石 用 が 対 対 対 加 圧 破 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機 機	特定施設 展 気 石 田 一根 大材 用 加 抵 機 機 機 機 機 機 機 機 機	特定施設 展	特定施設 展 気 石	特定施設 展 気 石 所 所 所 所 所 所 所 所 所

(イ) 特定建設作業の実施届出状況

15 年度における騒音規制法に基づく市町への特定建設作業の実施届出状況は、表 2.2.15 のとおり 65 件の届出がありました。

作業別にみると、さく岩機を使用する作業が39件(構成比60%)、くい打機等を使用する作業が15件(同23%)でした。

また、市町別では、富山市が39件(構成比60%)と最も多く、次いで高岡市が10件(同15%)であり、2市で全特定建設作業の75%にあたる49件の届出がありました。

表 2.2.15 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況 (15年度)

市	町	*************************************	くい打機等を使用する作業	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリー トプラント等を設けて行う作業	バックホウを使用する作業	トラクター ショ ベルを使用する作業	ブルドー ザー を使用する作業	計
富	Щ	市	6	0	30	0	0	2	0	1	39
高	岡	市	3	0	7	0	0	0	0	0	10
新	湊	市	2	0	0	0	0	0	0	0	2
魚	津	市	0	0	0	0	0	2	0	0	2
滑	Ш	市	0	0	0	0	0	0	1	0	1
黒	部	市	1	0	0	0	0	0	0	1	2
小	矢 部	市	2	0	0	0	0	0	0	0	2
大	沢 野	囲丁	0	0	0	1	0	1	0	0	2
立	Щ	囲丁	0	0	2	0	0	0	0	0	2
婦	中	囲丁	0	0	0	0	0	1	0	0	1
小	杉	町	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	計		15	0	39	1	0	7	1	2	65

(2) 条例に基づく規制の概要

条例による規制は騒音規制法による規制を補完するものであり、騒音規制法の指定地域以外の地域については、法による特定施設に加え、走行クレーンやファスナー自動付機等の騒音発生施設を規制対象に、また、法の指定地域については、法の特定施設以外の騒音発生施設を規制対象にして、工場・事業場からの騒音を規制しています。

ア規制基準

地域により土地利用状況が異なるため、騒音規制法による区域とその他の区域に区分して、 規制基準を**表 2.2.16** のとおり定めています。

表 2.2.16 条例に基づく工場騒音に係る規制基準

	左;	記の区分に対応	する規制基準	(単位:デシベル)
区域の区分	昼間(午前8時から午後7時	朝夕(午前6時から午後8時まで及び午後7	夜間(午10時から翌日午前6時	都市計画法による用途地域区分
	まで)	時から午後10時まで)	まで)	
第1種区域	45	40	40	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域	55	45	40	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	65	60	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	70	65	63	工業地域、工業専用地域の境界から 50 メートル以内
その他の区域	60	55	50	上記の区域を除く全ての地域

備考(1) 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては65デシベル、朝夕にあっては60デシベル、夜間にあっては55デシベルとする。

⁽²⁾ 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準(第2種区域の夜間の基準を除く。)から5デシベルを減じた値とする。

イ 届出状況

15 年度末の条例に基づく届出状況は、**表 2.2.17** のとおりで、届出工場・事業場数は 2,181 工場・事業場となっています。

表 2.2.17 条例に基づく騒音の届出工場・事業場の状況

(16年3月31日現在)

市町村	工場·事業場数	市町村	工場・事業場数	市町村	工場·事業場数	市町村	工場·事業場数
富山市	316	大沢野町	18	婦 中 町	89	上 平 村	12
高岡市	377	大山町	40	山田村	0	利 賀 村	10
新 湊 市	36	舟 橋 村	5	細入村	7	庄 川 町	22
魚津市	73	上市町	51	小 杉 町	22	井 波 町	28
氷 見 市	91	立山町	54	大 門 町	19	井 口 村	2
滑川市	138	宇奈月町	26	下 村	1	福 野 町	64
黒部市	136	入 善 町	41	大島町	11	福光町	76
砺 波 市	85	朝日町	29	城 端 町	55	福岡町	45
小矢部市	145	八尾町	48	平 村	9	計	2,181

3 振動規制の概要

振動規制法は、工場・事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲に わたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等に より、生活環境を保全することを目的としています。

(1) 振動規制法に基づく規制の概要

ア 工場・事業場に対する規制

(ア) 特定施設

振動規制法では、機械プレスや圧縮機等の著しい振動を発生する施設を政令で**表 2.2.18** のとおり特定施設として定めています。また、指定地域内に特定施設を設置する工場または事業場(以下「特定工場等」という。)は、特定施設の設置届出や規制基準を遵守する義務があります。

表 2.2.18 振動規制法に基づく特定施設

特 定 施 設	規模・能力						
1 金属加工機械							
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。						
ロ機械プレス	-						
ハ せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。						
二鍛造機	-						
ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5 キロワット以上のものに限る。						
2 圧縮機	原動機の定格出力が7.5 キロワット以上のものに限る。						
3 土石用又は鉱物用の破砕機、ふるい 及び分級機 原動機の定格出力が7.5 キロワット以上のものに限る。							
4 結構	原動機を用いるものに限る。						
5 コンクリートプロックマシン並びに コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	コンクリートプロックマシンは、原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。 コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械は、原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。						
6 木材加工機械	·						
イ ドラムバーカー	-						
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2 キロワット以上のものに限る。						
7 ED刷機械	原動機を用いるものに限る。						
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	-						
9 合成樹脂用射出成形機	-						
10 鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。						

(イ) 指定地域及び規制基準

工場・事業場に係る振動の指定地域や規制基準ついては、知事等が振動について規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

県では、**表 2.2.19** 及び**表 2.2.20** のとおり、富山市、高岡市等 9 市 17 町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域を指定し、区域の区分と時間の区分に分けて規制基準を定めています。

なお、振動の規制基準は、特定工場等の敷地境界における振動の大きさの許容限度をいいます。

表 2.2.19 振	動規制法に基づ	<	区域の区分	ì
------------	---------	---	-------	---

地域区域の区分	あ て は め る 地 域 (都市計画法による用途地域等)	地域指定されている市町名
第1種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	富山市、高岡市、新湊市、魚津市、 氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、 小矢部市、大沢野町、大山町、
第2種区域(1)	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに別図に 区画した区域(別図略)	上市町、立山町、入善町、朝日町、 八尾町、婦中町、小杉町、大門町、
第2種区域(2)	工業地域	大島町、城端町、庄川町、井波町、 福野町、福光町及び福岡町の区域

表 2.2.20 特定工場等に係る振動の規制基準

時間の区分	左記の区分に対応する時間区分ごとの規制基準(単位:デシベル)						
区域の区分	昼間(午前8時から午後7時まで)	夜間(午後7時から翌日午前8時まで)					
第1種区域	60	55					
第2種区域(1)	65	60					
第2種区域(2)	70	65					

備考 次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 第 1 種区域、第 2 種区域(1)及び第 2 種区域(2)内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規 定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人 ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域
- (2) 第1種区域に接する第2種区域(2)の当該接する境界線から当該第2種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域((1)に掲げる区域を除く。)

イ 建設作業に対する規制

(ア) 特定建設作業

振動規制法では、くい打機等を使用する建設作業のうち、著しい振動を発生する作業を 政令で**表 2.2.21** のとおり特定建設作業として定めています。また、指定地域内において特 定建設作業を行おうとする者は、特定建設作業の実施届出や規制基準を遵守する義務があ ります。

表 2.2.21 振動規制法に基づく特定建設作業

特 定 建 設 作 業	作	業	内	容	等
1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機 を使用する作業	くい打機は、もんけん くい抜機は、油圧式く くい打くい抜機は、E	くい抜機を除く。			
2 鋼球を使用して建築物その他工作物を破 壊する作業作業	-				
3 舗装盤破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に利 距離が50メートルを超			おける当該作	業に係る2地点間の最大
4 プレーカーを使用する作業	手持ち式のものを除ぐ 作業地点が連続的に移 距離が50メートルを超	動する作業にあ		こおける当該作	業に係る2地点間の最大

(イ) 指定地域及び規制基準

振動に係る指定地域及び規制基準については、工場・事業場に係る振動と同様に知事等が規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において振動の大きさ、作業時間帯、日数、曜日等の規制基準を定めており、市町村長は規制対象となる特定建設作業に関し、必要に応じて改善勧告等を行うことができます。

県では、富山市、高岡市等 9 市 17 町のうち、都市計画法に基づく用途地域の 定められている地域(工業専用地域を除く。)を指定し、**表 2.2.22** のとおり区域の区分と 時間の区分に分けて規制基準を定めています。

表 2.2.22 特定建設作業に係る振動の規制基準

振動の大きさ	作業のできない時間		1日における作業時間		同一場所に	日曜日、休日における		
派動の入るさ	第1号区域	第2号区域	第1号区域	────────────────────────────────────		作業		
特定建設作業の敷地 境界線で、75 デシベ ルを超えないこと	午後7時から 翌日午前7時	午後10時から 翌日午前6時	10 時間を超えないこと	14 時間を超え ないこと	連 続 し て 6日を超えな いこと	禁止		

備考 区域の区分は、次の地域区分による。

第1号区域: 表 2.2.19 の第1種区域及び第2種区域(1)の全域並びに第2種区域(2)区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

第2号区域:指定地域のうち、第1号区域以外

注 基準値を超えている場合、振動の防止の方法のみならず、1 日の作業時間を 欄に定める時間未満 4 時間 以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

ウ 道路交通振動

市町村長は、振動の測定を行った結果、指定地域内における道路交通振動の限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に当該道路の修繕等の措置を要請し、または公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請することができます。

なお、指定地域内における道路交通振動の限度は、表 2.2.23 のとおりです。

表 2.2.23 指定地域内における道路交通振動の限度 (道路管理者または公安委員会への要請限度)

時間の区分	昼間	夜 間						
区域の区分	(午前8時から午後7時まで)	(午後7時から翌日午前8時まで)						
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル						
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル						
備考(1) 第1種区域: 表2.2.19 の第1種区域								
(2) 第2種区域: 表2.2.19 の第	(2) 第2種区域: 表2.2.19 の第2種区域(1)及び第2種区域(2)							

エ 特定施設及び特定建設作業の届出状況

(ア) 特定施設の設置届出状況

15 年度末の振動規制法に基づく特定施設の設置届出状況は、**表 2.2.24** のとおり、 839 工場・事業場、8.998 施設となっています。

施設別では、織機が3,572 施設 (構成比40%)と最も多く、次いで金属加工機械が2,047 施設 (同23%)、圧縮機が1,832 施設 (同20%)の順となっています。

また、市町別では、高岡市が 2,422 施設 (構成比 27 %) と最も多く、次いで富山市が 1,935 施設 (同 22 %)、上市町が 1,497 施設 (同 17 %)であり、3 市町で全特定施設の 65% にあたる 5,854 施設が設置されています。

表 2.2.24 振動規制法に基づく特定施設の設置届出状況

(16年3月31日現在)

12 2.2.24	3/以玉// / / 「中リ/ム		1111		ル以旦	<u>ж</u>	.// 6			(10+,) /] J1	
		金	圧	土	織	建	木	ED	ゴム	合	鋳	
	特定施設	属		石		設	材		ゴム練用又は合成樹脂練用ロー	成		
	117/2/1842	冯				用	18)	₽ıl	艾	樹	型	
		加		用		資	加	刷	습	脂 用		
市町			縮	破		材			成 樹	射	造	計
		エ		砕		製	エ	機	脂	出		
	工場・	機				造	機	"~	開	成	型	
	事業場数	175%		機		機	175%			形		
		械	機	等	機	械	械	械	機機	機	機	
富山市	259	651	447	66	440	8	22	163	1	133	4	1,935
高岡市	291	854	698	64	539	0	35	42	0	92	98	2,422
新湊市	38	51	44	44	0	0	30	3	0	6	0	178
魚津市	18	29	85	5	0	0	3	0	0	10	0	132
氷 見 市	6	6	13	0	20	0	0	0	0	3	0	42
滑川市	18	133	113	7	0	0	3	13	0	20	0	289
黒部市	16	101	62	25	80	0	3	15	30	149	0	465
砺波市	12	15	14	1	168	0	10	20	0	61	0	289
小矢部市	23	33	7	0	38	6	5	5	2	32	0	128
大沢野町	27	66	111	18	0	0	6	0	0	11	0	212
大山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上市町	11	0	31	0	1,453	0	0	0	0	13	0	1,497
立山町入善町	12	12	35	1	0	0	0	2	0	3	0	53
引 田町 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	12 6	8	44	0	114	0	0 21	3	0	0	0	172 27
	19	5	21	3	0	0	0	0	0	7	0	36
八 尾 町 婦 中 町	6	7	0	105	0	2	0	0	0	0	0	114
小杉町	11	3	6	103	0	0	0	0	0	0	0	10
大門町	1	0	0	0	265	0	0	0	0	0	0	265
大島町	4	4	11	16	0	0	0	0	0	0	0	31
城 端 町	8	0	3	0	321	0	1	0	0	1	0	326
庄 川 町	8	0	12	0	0	0	0	0	0	33	0	45
井波町	3	0	11	0	50	0	2	0	0	0	0	63
福野町	11	20	38	0	48	0	0	2	0	11	0	119
福光町	9	0	12	0	36	0	3	0	0	19	0	70
福岡町	10	46	14	3	0	12	0	3	0	0	0	78
計	839	2,047	1,832	361	3,572	28	144	272	33	604	105	8,998

(イ) 特定建設作業の実施届出状況

15 年度における振動規制法に基づく特定建設作業の実施届出状況は、**表 2.2.25** のとおり 51 件の届出がありました。作業別の届出件数は、ブレーカーを使用する作業が 32 件(構成比 63 %)、くい打機等を使用する作業が 19 件(同 37 %)でした。

また、市町別の届出件数は、富山市が33件(構成比65%)と最も多く、次いで高岡市が9件(同18%)であり、2市で全特定建設作業の82%にあたる42件の届出がありました。

32

51

市町	特定建語	公作業	くい打機等を 使用する作業	鋼球を使用して 破壊する作業	舗装版破砕機を 使用する作業	ブレーカーを 使用する作業	計
富	Щ	市	8	0	0	25	33
高	岡	市	4	0	0	5	9
新	湊	市	2	0	0	0	2
魚	津	市	0	0	0	1	1
黒	部	市	1	0	0	0	1
小	矢 部	市	2	0	0	0	2
小	杉	町	1	0	0	1	2
大	島	町	1	0	0	0	1

表 2.2.25 振動規制法に基づく特定建設作業の実施届出状況(15年度)

4 悪臭規制の概要

化学工業、畜産業からサービス業に至るまで発生源が多種多様である悪臭については、 悪臭防止法及び富山県公害防止条例(以下「条例」という。)により規制しています。

(1) 悪臭防止法に基づく規制の概要

悪臭防止法は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を 行うこと等により、生活環境を保全することを目的としています。

ア対象工場等

生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内における全工場・事業場を規制の対象としています。

イ 規制地域及び規制基準

(ア) 規制地域

知事等は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める地域を 指定しなければなりません。

県では、騒音規制法や振動規制法と同様に、富山市、高岡市等 9 市 17 町のうち都市 計画法に基づく用途地域の定められている地域を指定しています。

(イ) 規制基準

知事等は、規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、特定悪臭物質の濃度または臭気指数のいずれかの規制手法により、規制基準(敷地境界線、 気体排出口、 排出水)を定めることとされています。

a 特定悪臭物質

不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で指 定するもので、現在、アンモニア等 22 物質が指定されています。

b 臭気指数

人間の臭覚によってにおいの程度を数値化したものです。

県では、特定悪臭物質の濃度による規制を行っており、その内容は**表 2.2.26** のとおりです。

表 2.2.26 悪臭防止法に基づく規制基準

(1) 第1号規制基準(敷地境界線の規制基準)

		えー) 規 制	基準	
〜 特定悪臭物質の種類	】工業専	用地域	第 1 種低層住居専用地地域 第 1 種中高層住居	用途地域 或第2種低層住居専用 専用地域、第2種中高層 居地域、第2種住居地域 地域、商業地域、準工業
アンモニア	2 (ppm)		1 (ppm)	
メチルメルカプタン	0.004		0.002	
硫 化 水 素	0.06		0.02	
硫化メチル	0.05		0.01	
二硫化メチル	0.03		0.009	
トリメチルアミン	0.02		0.005	
アセトアルデヒド	0.1		0.05	
プロピオンアルデヒド	0.1		0.05	
ノルマルブチルアルデヒド	0.03		0.009	
イソブチルアルデヒド	0.07		0.02	
ノルマルバレルアルデヒド	0.02	臭気強度	0.009	臭気強度
イソバレルアルデヒド	0.006	3.0	0.003	2.5
イソブタノール	4		0.9	
酢酸エチル	7		3	
メチルイソブチルケトン	3		1	
トルェン	30		10	
ス チ レ ン	0.8		0.4	
キ シ レ ン	2		1	
プロピオン酸	0.07		0.03	
ノ ル マ ル 酪 酸	0.002		0.001	
ノルマル吉草酸	0.002		0.0009	
イ ソ 吉 草 酸	0.004		0.001	

(2) 第2号規制基準(煙突等の気体排出口の規制基準)

特定悪臭物質の種類 ア 次の式により算出した特定悪臭物質の流量とする。 $q = 0.108 \times He^{2} \cdot Cm$ この式において、q、H。及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。 q:流量(単位:温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時) H.: イに規定する方法により補正された排出口の高さ(単位:メートル) Cm:(1)に規定する特定悪臭物質の値(単位:100万分率) イに規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この ン モ ニ 式は、適用しないものとする。 硫 化 水 トリメチルアミン イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。 プロピオンアルデヒド $H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$ ノルマルブチルアルデヒド $H_{m} = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$ イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド イソブタノール $H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{L} - 1)$ 酢酸エチル $J = \frac{1}{\sqrt{0.V}} (1,460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$ メチルイソブチルケトン ル エ ン シ これらの式において、H、H、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。 H。: 補正された排出口の高さ(単位:メートル) Ho: 排出口の実高さ(単位: メートル) Q:温度15度における排出ガスの流量(単位:立方メートル毎秒) V:排出ガスの排出速度(単位:メートル毎秒) T:排出ガスの温度(単位:絶対温度)

(3) 第3号規制基準(排出水の規制基準)

特定悪臭物質の種類	規	制	基	準	

硫 化 水 素 硫化メチル 二硫化メチル 次の式により算出した 特定悪臭物質の排出水中 の濃度とする。ただし、 メチルメルカプタンに ついては、算出した排出 水中の濃度の値が1リッ トルにつき 0.002 ミリグ ラム未満の場合に係る 排出水中の濃度の許容限 度は、当分の間、1 リッ トルにつき 0.002 ミリグ ラムとする。

 $C_{Lm} = k \times C_m$

この式において、 C_{Lm} 、k及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{1.m}:排出水中の濃度(単位:1 リットルに つきミリグ ラム)

Cm:(1)に規定する 特定悪臭物質の値(単位:100万分率)

別表第2

特定悪臭物質の種類 当該事業場から敷地外に 排出される排出水の量 値

メチルメルカプタン 0.001 立方メートル毎秒以下 の場合 16

0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル 毎秒以下の場合 3.4

0.1 立方メートル毎秒を超え る場合 0.71

硫 化 水 素 0.001 立方メートル毎秒以下 の場合 5.6

 メチルメルカプタン
 0.001 立方メートル毎秒以下の場合

 硫 化 水 素
 32

0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル 毎秒以下の場合

0.1 立方メートル毎秒を超える場合

1.4

 二
 硫
 化
 メ
 チ
 ル

 0.001 立方メートル毎秒以下の場合

0.001 立万メートル母校以下の場合

0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル 毎秒以下の場合 14

0.1 立方メートル毎秒を超える場合

(ウ) 改善勧告等の行政措置

市町村長は、事業場において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると 認める場合、必要な改善措置を執るよう勧告または命令することができます。

(エ) 事故時の措置

規制地域内の事業場設置者には、悪臭を伴う事故の発生があった場合、直ちに市町村長に通報し、応急措置を講じるなどの義務があります。また、市町村長は、事故時の状況に応じ、応急措置を講じるよう命令することができます。

(オ) 悪臭の測定

市町村長は、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度または大気の臭気指数について必要な測定を行わなければなりません。

(カ) 測定の委託

市町村長は、特定悪臭物質の濃度の測定については計量法に基づく環境計量士に、臭覚測定法による臭気指数等の測定については悪臭防止法に基づく臭気測定業務従事者(臭気判定士)にそれぞれ委託することができます。

(2) 条例に基づく規制の概要

条例に基づく規制は、悪臭防止法による規制を補完するものであり、悪臭防止法の規制地域 以外の地域については、動物の飼養の用に供する施設等の悪臭発生施設を規制対象として、 工場・事業場からの悪臭を規制しています。

ア規制基準

「工場等の周辺の人の多数が不快を感じないと認められる程度」と規定されています。

イ 届出状況

15 年度末の届出状況は、**表 2.2.27** のとおり 738 工場・事業場で、ほとんどが養豚等の家畜 飼養施設です。

表 2.2.27 条例に基づく悪臭の届出工場・事業場の状況

(16年3月31日現在)

市町村	工場·事業場数	市町村	工場·事業場数	市町村	工場·事業場数	市町村	工場·事業場数
富山市	110	大沢野町	35	婦 中 町	12	上 平 村	0
高岡市	31	大山町	6	山田村	0	利 賀 村	1
新 湊 市	2	舟 橋 村	3	細入村	1	庄 川 町	0
魚津市	29	上市町	35	小 杉 町	4	井 波 町	5
氷 見 市	35	立山町	82	大 門 町	0	井 口 村	6
滑川市	18	宇奈月町	2	下 村	0	福 野 町	26
黒部市	102	入 善 町	24	大島町	0	福 光 町	15
砺 波 市	33	朝日町	5	城 端 町	22	福岡町	8

第2章 身近な公害の現況

						•	
小矢部市	65	八尾町	20	平 村	1	計	738